

◆指定訪問介護事業所◆

【利用料 基本部分】

◎要介護度1～5の方					
サービスの内容 一回あたりの所要時間		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護 中心型	20分未満	1,670円	167円	334円	501円
	20分以上 30分未満	2,500円	250円	500円	750円
	30分以上 1時間未満	3,960円	396円	792円	1,188円
	1時間以上 1時間30分未満	5,790円	579円	1,158円	1,737円
	1時間30分以上	30分増すごとに840円を 加算	30分増すごと に84円を 加算	30分増すごと に168円を 加算	30分増すごと に252円を 加算
引き続き20分以上の「生活援助中心型」サービスを提供する場合		25分増すごとに670円を 加算 (身体介護の所要時間が 20分以上の場合に限 る)	25分増すごと に67円を 加算	25分増すごと に134円を 加算	25分増すごと に201円を 加算
生活援助 中心型	20分未満				
	20分以上 45分未満	1,830円	183円	366円	549円
	45分以上	2,250円	225円	450円	675円

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	初回の訪問時、サービス提供責任者が 計画書に基づき新規にサービス提供した 場合	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急 にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	200円	300円

夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
特定事業所 加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%
介護職員処 遇改善加算 Ⅰ	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的として、要件を満たした場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の13.7%

◆介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス◆

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援などが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。

【利用料 基本部分】

◎要支援1・2の方 訪問型サービス(現行相当)利用料(1月につき)				
サービスの 利用頻度	基本利用料	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
週2回程度	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
週2回を超える	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【加算】

加算の 種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者負担金		
			1割 負担	2割 負担	3割 負担
初回加算	初回の訪問時、サービス提供責任者が計画書に基づき新規にサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的として、要件を満たした場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の13.7%			

【交通費】

通常の実施区域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をお支払いいただきます。事業所より片道7km未満は280円、7km以上は560円をいただきます。